

## 新型コロナウイルスに関連した出席停止の取り扱いについて【改訂版】

岡山市教育委員会として、国の通知を受け、新型コロナウイルスに感染あるいはその疑いがある場合等について、以下のように出席停止の取り扱いとすることとしました。

今回お知らせします手続きを取っていただくことにより、出席停止でお休みされた期間は、欠席とはなりません。（波線が変更した箇所です。）

### 1 新型コロナウイルス感染症と病院で診断されたとき

⇒ **出席停止になります。** **【再登校には、学校からお渡しをする証明書の提出が必要です。】**

○ すみやかに学校にご連絡ください。

基本的にはインフルエンザ等の出席停止と同じ流れです。新型コロナウイルス感染症による出席停止期間は「治癒するまで」です。再登校には、学校からお渡しする証明書が必要です。

○再登校時に「健康観察記録表」の提出の必要はありませんが、診断がなされるまでは、健康観察記録表にご記入くだされば受診の際の参考になります。

### 2 新型コロナウイルス感染症ではないが、以下の(1)～(6)の理由で学校を休んだとき

- (1) 病院受診後、新型コロナウイルス感染症ではないと診断されたが、自宅で休養した場合
- (2) 発熱等風邪の症状が見られ、自宅で休養した場合
- (3) その他保健所が必要と認める場合等（濃厚接触者としての扱いで欠席せざるを得なかった場合等）
- (4) 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や、基礎疾患等のある児童生徒等が感染予防のために欠席する場合（主治医や学校医と相談の上、登校の判断）
- (5) 同居する家族に基礎疾患等（肺炎、風邪症状など）があることを理由に欠席する場合
- (6) 感染症対策のため自主的に欠席する児童生徒で、保護者から連絡があった場合

⇒ **出席停止になります。** **【証明書の提出は不要です。】**

○欠席する場合は学校に必ず連絡をしてください。「欠席理由」「期間」「連絡先」「連絡方法」等について確認をさせていただきます。

○(1)～(6)で欠席する場合も、「健康観察記録表」への記録を継続してください。また、再登校の際に必要な事項等を記入し必ず学校にご提出ください。内容をもとに出席停止期間を確認します。